

傷ついた心に、寄り添う

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害の上、心や体の不調、捜査や各種手続きの負担、配慮のない言葉などに苦しむこともあります。

区は、平成20年に専門の相談支援窓口を設置。令和2年には「中野区犯罪被害者等支援条例」(同年4月1日施行)を制定し、被害に遭っても地域で安心して暮らし続けられるよう、取り組みを進めています。

犯罪被害者等相談支援窓口／6階
 ☎(3228)5713 FAX(3228)5662
 ✉hanzaihigaishasien@city.tokyo-nakano.lg.jp



▲条例や支援内容、相談窓口について詳しくはこちら

相談支援窓口から

～もしも犯罪被害に遭ったら 支援員がサポートします～

被害者に寄り添う

相談を受ける支援員が大切にしていることは、被害者に寄り添うこと。中には、区の経済的支援や居住支援の制度などを適用できない事例もあります。それでも、その方の心の傷に向き合い、できるだけ気持ちに共感するよう心掛けています。

支援に結び付いた時に重要なのは、スピード感。申請があった時、相談者は今すぐ支援を必要としていることが多く、迅速な対応が求められます。例えば、自宅に弁当を配達する配食サービスを受けられるのは、被害発生後30日以内。1日でも早くサービスを受けられるよう努めています。

負担を少しでも軽くするために

被害の内容によっては、年金・保険などさまざまな手続きが必要になります。同じような説明を繰り返すことは、被害者にとって大きな負担です。そこで、区役所でできる手続き

は極力ワンストップとなるよう、担当者に来てもらった上で支援員も同席し、一緒に書類を作成することも。また、その他の手続きについても、必要な書類を調べて助言するなど、負担をできるだけ軽くするためのお手伝いをしています。

けがなどで区役所に来ることが難しく、必要な書類を提出できない場合、支援員が自宅に伺うなど、臨機応変に対応します。

被害者とつながりを持ちたい

被害に遭った方を支えるため、つながりを持ちたい。そこで、警察の被害者支援担当と連携して、区の窓口を紹介してもらったり、時には手紙を渡してもらったりすることも。

一度連絡していただければ、支援員から様子を伺うこともできます。自分からは相談しづらいことでも、力になれるかもしれません。被害に遭って一人で抱え込んでいる方がいたら、連絡してください。

地域の協力が被害者を支えています

中野区社会福祉協議会が行う、日常生活を区民同士で支えあう活動「ほほえみサービス」。その会員の中で講座を受講した方が、犯罪被害者の自宅で家事などを手伝う協力員として登録しています。

活動するための心構えについての講座が開催されました

2月26日、スマイルなかので開催された講座には、オンライン参加を含め、計9人が参加。講座では、犯罪被害者の置かれた立場や各機関の支援、犯罪被害を理解する三つの視点などを紹介。支援の専門家ではない「身近な私たち」だからこそできることを学びました。

地域活動担い手養成講座の一環として実施されたこの講座には、既に協力員として登録している方だけでなく、これから目指す方も受講。こうした活動を通じ、地域のみなさんが犯罪被害についての理解を深めるなど、支援の輪が広がっています。



▲20年以上犯罪被害者支援に携わる、臨床心理士の西脇さんが講師を務めました

参加者の声

制度ができてすぐに協力員に登録。これまでに2回、被害者が裁判に行く時などに区役所でお子さんを預かったことがあります。今まで何回も講座を受けていますが、今回は被害者の立場など新たな点を学ぶことができました。

ほほえみサービスの会員として、買い物や病院の付き添いなどを行ってきました。被害者支援についても、特別なことと考えるのではなく、その延長として日常生活のお手伝いを気負わずにできればと思うんです。

被害に遭った方のために、私たちができること

犯罪被害はある日突然、誰の身にも起こり得ます。被害に遭ったことを「恥ずかしい」「隠したい」と思うことのない地域づくりが大切。周りの方が被害者となった時、私たちのちょっとした気遣いが支えになります。被害者がうれしいと感じたことなどを紹介します。



温かい料理の差し入れ

被害についての話を聞いてくれた

職場が休職や復職を理解してくれた

必要な時に子どもの面倒を見てくれた

傷ついたこと

- 事件に関するインターネット上の心ない書き込み
- 外出時に近所の人から遠目で見られうわさ話をされた

相談支援窓口からのお願い

被害者を特別視して「どう声を掛けて良いかわからない」と遠ざかるのではなく、これまでと変わらない関係性を続けていくことが大切です。なお、同じ言葉掛けでも被害者の状況や関係性によって受け止め方はさまざま。無理に励ましたりせず、ちょっとした配慮や手助けなどできる範囲で支えてあげてください。

相談者の声

生活に密着した支援が心強かったです

事件直後は、気持ちの整理ができていない中、必要な手続きが山積み。何をしたらいいかも分からない状況で、支援員の方に相談しました。

手続きのサポートだけでなく、警察などに行く際には同行していただき、心強かったことを覚えています。また、被害者支援都民センターなど、関係する団体や人とのつながりをつくってもらったことも、とてもありがたかったです。

Mさん 犯罪被害で大切なご家族を失う

相談したことで配食サービスを受けられました

被害により片腕を動かせなため、生活に大きな不安がありました。事件後に警察からもらったパンフレットで区の支援窓口を知り、すぐの思いですぐに連絡。不安な気持ちを聞いてもらったことで、少し安心できました。

また、食事の準備もままならなかったので、配食サービスを案内してもらい、すぐに利用できたことがとても助かりました。

Kさん ひき逃げに遭い片腕に大けがを負う